

2023年9月20日

大阪市長 横山英幸 様

2023年 大阪市への要望書

大阪市浪速区幸町1-2-33
大阪府歯科保険医協会

大阪市北部地区責任者

大阪市北部地区責任者

松本 博

松本

大阪市東部地区責任者

大阪市東部地区責任者

玉川 明弘

玉川

大阪市西部地区責任者

大阪市西部地区責任者

富本 昌文

富本

大阪市南部地区責任者

森

1. 生涯を通じた歯科・口腔保健の確立

(1) 歯科健診・保健指導の体制整備

- ①歯科口腔保健事業に対応する専門の部署を設けてください。
- ②「大阪市歯と口腔の健康づくり推進条例」の理念・目的に従い、歯科口腔保健支援センターを設置してください。
- ③すべての保健センターに常勤の歯科医師と歯科衛生士を配置し、市民の健康を守る拠点としての機能を抜本的に充実させてください。

(2) 乳幼児期・学童期・青年期の確実なう蝕予防対策と口腔保健確立のための環境整備

- ①市の独自施策として、乳幼児歯科健診は4歳児・5歳児・6歳児も対象としてください。
- ②認可外保育施設で歯科健診を実施するよう指導してください。また、認可外保育施設における歯科健診の実施率（令和4年度、実施施設／全施設）を教えてください。
- ③認可保育所の歯科健診結果で、集計している公立園の対象者数、未処置歯のある子どもの人数、喪失歯のある子どもの人数、歯列不正や咬合異常で「歯科医師に受診が必要」となった子どもの人数を教えてください。また、嘱託歯科医の所見で口呼吸などの気になる状態の指摘はどのようなものがあるか教えてください。
- ④4歳児訪問事業について、施設訪問と家庭訪問の件数を教えてください。
- ⑤令和4年度の学校歯科健診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況と、口腔崩壊状態（う歯が10本以上ある状態）になっている児童・生徒の人数を教えてください

- い。不登校や欠席などで学校歯科健診を未受診となっている児童・生徒の人数を教えてください。また、学校歯科健診で「要受診」と診断されたにもかかわらず、未受診となっている児童・生徒が確実に受診できるような具体的な対策を講じてください。
- ⑥市内全小中学校・特別支援学校で給食後などに歯磨きの時間を設けるとともに、フッ化物洗口（週1回）を取り組んでください。
- ⑦「大阪市こどもサポートネット事業」で、対象となった児童・生徒の人数、つないだ支援の内容と件数を教えてください。また、スクリーニングの中で学校に来ていない児童・生徒の把握状況を教えてください。
- ⑧「大阪市こどもサポートネット事業」にう歯や口腔崩壊状態で未受診になっている児童・生徒への受診同行などの対応を位置づけてください。
- ⑨外国人の保護者や児童・生徒に対し、子ども医療証や学校医療券の仕組み・使用方法がわかるように、外国語に翻訳した案内を作成し周知してください。とりわけコミュニケーションや文章の理解に困難のある保護者へ対応するため、諸制度に通じた通訳を配置してください。

（3）成人期・妊婦等への歯科健診

- ①妊婦歯科健康診査の無料実施の回数を増やしてください。また、近くの医療機関で個別健診として受けられるなど、受診しやすい制度に改善してください。
- ②歯周病検診は、満18歳以上のすべての市民と満15歳以上の障がいのある人を対象に年1回、無料で実施してください。また検診内容は、現在の問診・口腔内検査だけでなく、市民が受診したくなる内容へ拡充してください。

（4）高齢者・要介護者等における歯科医療提供体制の整備、口腔機能の保持

- ①後期高齢者の訪問歯科健診の実施件数を区ごとに教えてください。
- ②訪問口腔衛生指導事業の歯科衛生士の配置人数、1年間の訪問口腔衛生指導件数などを区ごとに教えてください。
- ③市の独自施策として、要介護度・要支援度が決まれば要介護者・要支援者には必ず歯科健診を実施してください。また、歯科受診を促す啓発パンフレットやチラシなどを作成し、要介護者・要支援者へ渡してください。

（5）障がい者（児）歯科における医療提供体制の整備

- ①障がい者（児）歯科医療に対応する一次医療機関を増やしてください。当該医療機関を対象とする財政支援策および高次歯科医療機関との相互連携を支援してください。
- ②障がい者（児）が身近な地域で安心して健診や治療を受けられるよう、一次医療圏に所在する障がい者歯科診療施設を案内するリーフレットなどを作成してください。
- ③中小事業所や共同作業所などで就労する障がい者を対象に、歯科健診の機会を増やすなどの口腔保健事業を推進し、障がい者の口腔衛生の向上を図ってください。

④市内歯科診療所に対して、障がい者（児）への歯科保健医療サービスの提供状況を調査し、「東京都医療機関案内サービス ひまわり」のように、市民に対し障がい者の歯科診療に対応する医療機関を案内してください。

（6）歯科医療従事者の育成

- ①市の独自制度として、歯科衛生士や歯科技工士をめざす学生に対する給付型や無利子の就学助成制度を創設してください。
- ②2012年から10年間の、大阪市内にある歯科衛生士学校、歯科技工士学校の学校数と生徒数の推移を教えてください。

2. 安心して受診できる医療制度の構築

（1）「福祉医療費助成制度」の拡充

- ①市の独自施策として、妊娠婦医療費助成制度（妊娠4カ月から出産後1年間）を創設してください。
- ②こども医療費助成制度の一部負担金を無料にしてください。取り急ぎ、就学前の乳幼児の一部負担金は無料にしてください。全国の6割を超える自治体が一部負担金を無料としています（2020/4現在、全国1,741自治体中1,124自治体（64.56%）が完全無料。東京23区・名古屋市などは無料）。
- ③市の独自施策として、府の重度障がい者医療費助成制度の対象とならない難病患者・中軽度の障がい者にも広げてください。
- ④市の独自施策として、府の重度障がい者医療費助成制度における1カ月の負担上限3,000円を以前の1,000円に戻し、薬局での負担を撤廃してください。
- ⑤市の独自施策として、高齢者を対象とした医療費助成制度を創設してください。
- ⑥こども医療費助成の対象者について、入院時の食事療養にかかる自己負担の全額を助成してください。

（2）国民健康保険料・介護保険料の引き下げ、減免制度の拡充

- ①国保都道府県単位化にあたっての2023年度までの6年間の経過措置期間後も一般会計からの繰り入れを引き続きおこなってください。また、国保料を引き下げるよう府へ要望してください。
- ②国保料減免制度の拡充で被保険者の負担軽減を図ってください。低所得者や多子世帯・ひとり親世帯・障害者を対象にした9割減額の新設など、それぞれの世帯の実情にあった制度をつくってください。また、保険料を支払うと生活保護基準額以下となる場合は、介護保険制度にある保険料などを軽減・免除する「境界層措置」を新設し適用してください。
- ③国保の一部負担金の減免制度を、低所得者などが使えるようなものに改善・拡充をし

てください。

- ④国保料滞納者に対して、短期保険証や資格証明書の発行、差し押さえといったペナルティーは中止してください。
- ⑤短期保険証は加入者の手元に速やかに渡るようにしてください。
 - ア. 窓口交付は、保険証が手元に渡らない期間が発生し、実質無保険の状態をつくってしまいます。厚生労働省の通達（保国発1213第1号 平成21年12月16日）にそって加入者の手元に速やかに渡るようにしてください。
 - イ. 高校生までの子どもの保険証は1年以上とし、絶対に無保険状態をつくらないようにしてください。万が一届いていなくとも、医療機関からの照会で確認ができるれば保険証所持と同様の取り扱いとしてください。
 - ウ. 「こども医療証」を申請されていない0歳から18歳の子どもがいるすべての世帯に「こども医療証」を郵送してください。
- ⑥大阪市国保におけるマイナ保険証としての利用登録数と被保険者に占める割合を教えてください。保険証情報の誤登録件数を教えてください。
- ⑦府下で最も高い介護保険料を一般会計からの繰り入れで引き下げてください。また、保険料の減免制度を拡充してください。
- ⑧介護利用料の減免制度を拡充し、負担割合を軽減してください。
- ⑨介護保険料滞納者に対して、差し押さえといったペナルティーは中止してください。

3. 生活保護指定医療機関への指導・検査の是正、公平な情報提供

(1) 生活保護指定医療機関への指導・検査の是正、生活保護行政の適正化

- ①生活保護指定医療機関への高点数を理由とした個別指導は中止してください。
- ②生活保護指定医療機関への指導・検査の実施に際しては、行政手続法等に基づき親切丁寧におこなってください。また、個別指導実施日調整のために医療機関へ通知する文書に、指導・検査対象となる指定医療機関の選定理由を記載してください。
- ③2022年度の生活保護指定医療機関（歯科医療機関）に対する指導・検査の選定理由ごとの実施件数及び、2023年度の実施期計画を教えてください。
- ④「医療要否意見書」の事務費用（郵送費等）は市が負担してください。
- ⑤生活保護利用者に対して、ケースワーカーによる医療やケアプラン（介護扶助）への介入はしないでください。
- ⑥生活保護利用者におけるマイナンバーカードの普及率を教えてください。また、医療券のマイナンバーカードへの紐づけを強制しないでください。

(2) すべての歯科医師への公平な情報提供等の確保

- ①「歯科医師届出票」等の届出時期にすべての歯科医師等へ届出票を郵送してください

い。

②妊婦健診、歯周病検診事業の推進にあたっては、市内すべての歯科医療機関に公平な機会を与えてください。

4. 市政運営について

- (1) カジノを核とする統合型リゾート（IR）の区域整備計画をただちに撤回してください。
- (2) 健康保険証の廃止を撤回するよう国に要望してください。
- (3) 地方分権推進の全国的流れに逆行する「大阪市及び大阪府における一体的な行政運営の推進に関する条例」（広域行政一元化条例）は廃止してください。
- (4) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、大阪府とは別に市独自で歯科技工所をふくめた医療機関への補助金を支給してください。
- (5) 保健所を24区に1つずつ設置してください。保健所等の施設（設備）や専門職を含む人員を拡充し、非常時に備えた保健所機能を整備してください。また、感染症の拡大時や自然災害時の初動体制や危機対応等に関するマニュアルなど、現行の健康危機管理体制について具体的な内容を教えてください。
- (6) 40歳以上の特定疾患ならびに65歳以上の障がい者について、厚労省通知（平成19年3月28日付・障企発第0328002・号障障発第0328002号）ならびに、厚労省事務連絡（平成27年2月18日付）を踏まえ、一律に介護保険利用の優先を求めるのではなく、本人の意向を尊重した柔軟な対応をおこなってください。

以上